

平成26年度

エネルギー使用合理化等事業者 支援補助金について

公募説明会

本日の内容(目次)

1. 補助金の交付申請を検討されている皆様へ
2. エネルギー使用合理化等事業者支援補助金
の変更点
3. 補助事業の流れ
4. 本年度の申請から補助金支払いまでの流れ
5. 公募期間
6. 本事業について
7. 補助対象事業の体系
8. 区分Ⅰ－補助対象事業
9. 区分Ⅰ－補助対象設備
10. 区分Ⅱ－補助対象事業
11. 区分Ⅱ－補助対象設備

本日の内容(目次)

12. 区分Ⅲ－補助対象事業
13. 区分Ⅲ－補助対象設備
14. 年度またぎ事業
15. 補助対象事業者
16. 補助対象事業申請単位
17. 単独実施例、共同実施例、連携事業例
18. 補助金額について
19. 省エネルギー効果
20. 審査・交付決定
21. 補助事業の開始について

本日の内容(目次)

- 22. 特命発注の留意点
- 23. 補助事業の完了について
- 24. 実績報告について
- 25. 確定検査について
- 26. 補助金の支払いについて
- 27. 補助金の支払い以降について
- 28. 補助金の返還、取消、罰則等について
- 29. 報告・連絡・相談等

1. 補助金の交付申請を検討される 皆様へ(1)

エネルギー使用合理化事業者支援事業の補助金については、**国庫補助金等の公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、当法人としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しています。**

従って、次にお話する重要事項を十分ご認識された上で、補助金の申請をおこなっていただきますようお願いいたします。

1. 補助金の交付申請を検討される 皆様へ(2)

- 補助金の申請者が当法人に提出する書類は如何なる理由があっても、その内容に**虚偽の記述を行わないでください。**
- 偽りその他の不正な手段により、**補助金を不正に受給した疑い**がある場合には、必要に応じて**現地調査等を実施し**事実関係を把握すると共に、不正が認められる場合は一定の措置を講じます。
- 補助金に係る不正行為に対しては『補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)の第29条から第32条』において、**刑事罰等を科す旨規定**されています。

2. エネルギー使用合理化等事業者 支援補助金の変更点(1)

(1)「電気需要平準化対策設備・システム導入支援」の新設

改正省エネ法の成立(平成25年5月31日公布)を受け、従来の既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修を行う事業(省エネ設備・システム導入支援)に加え、電力ピーク対策についても支援対象に追加しました。

(2)エネルギー管理支援サービス事業者(エネマネ事業者)を活用したエネルギーマネジメントシステムを導入する事業への補助率アップ

「Ⅰ. 省エネ設備・システム導入支援」、又は「Ⅱ. 電気需要平準化対策設備・システム導入支援」に対し、より一層の効果的・効率的な省エネルギーを実施するために、エネルギー管理支援サービス事業者(エネマネ事業者)と連携し、エネルギーマネジメントシステム(EMS)を導入する事業の補助率は、補助対象経費の1/2以内としました。

2. エネルギー使用合理化等事業者 支援補助金の変更点(2)

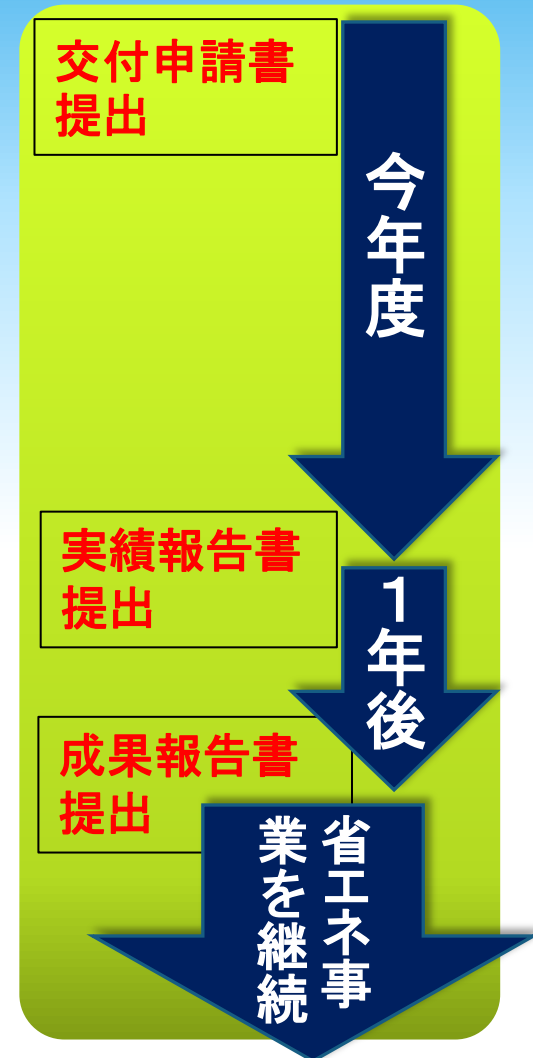
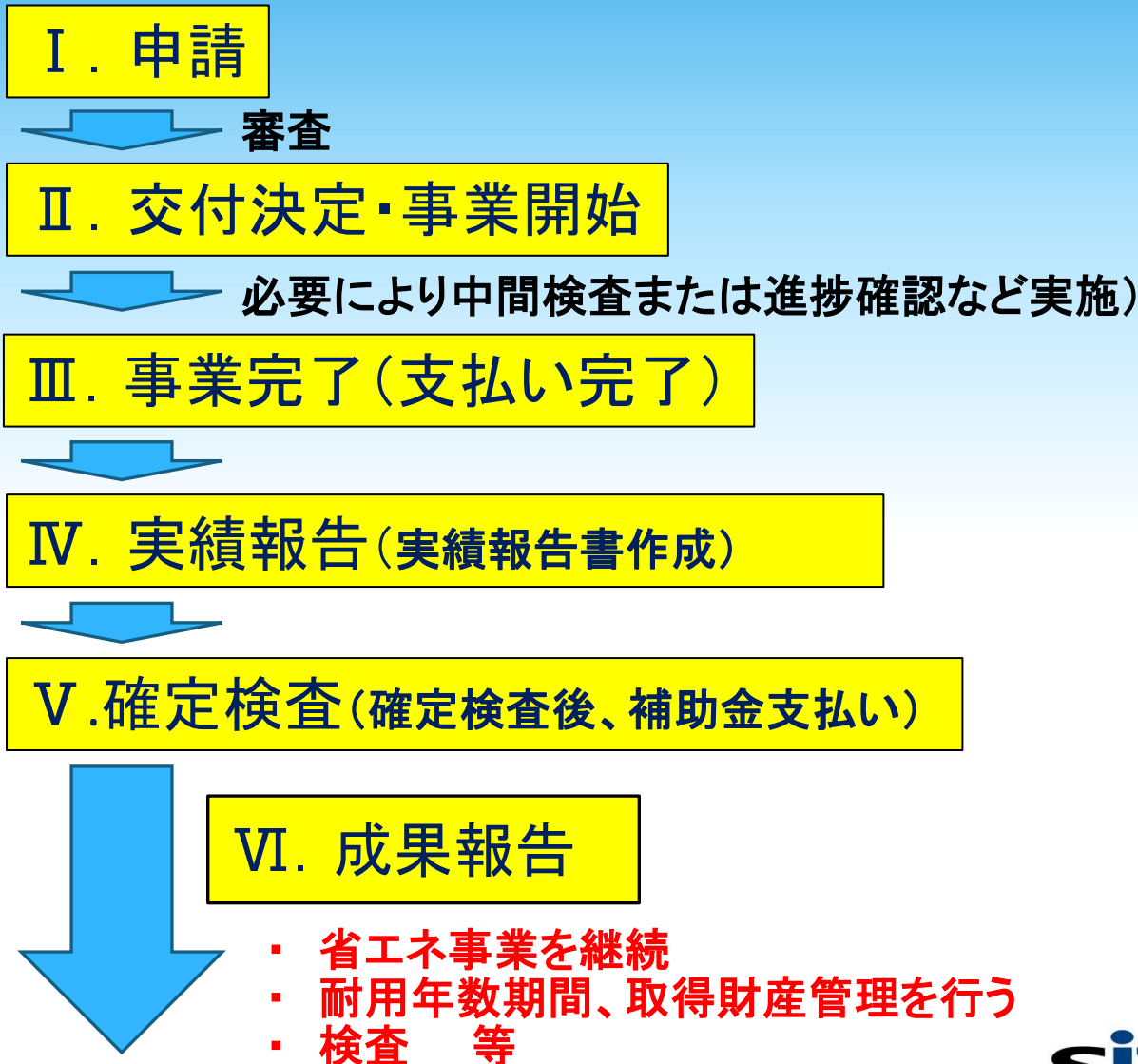
(3) 申請可能な要件の基準として「費用対効果」を追加

従来の申請可能な要件である、省エネ「率」の基準(1%以上削減する案件)、省エネ「量」の基準(500kL以上削減する案件)に加え、「費用対効果」の基準(投資額は小さくても省エネ効果の高い案件:補助対象経費1千万円あたりの耐用年数を考慮した省エネルギー量が200kL以上となる案件)を支援対象に追加しました。

(4) 年度をまたぐ事業を対象に追加

2月～4月の期間でしか事業が行えない事情などがある事業について、「年度またぎ事業」として、支援対象に追加しました。

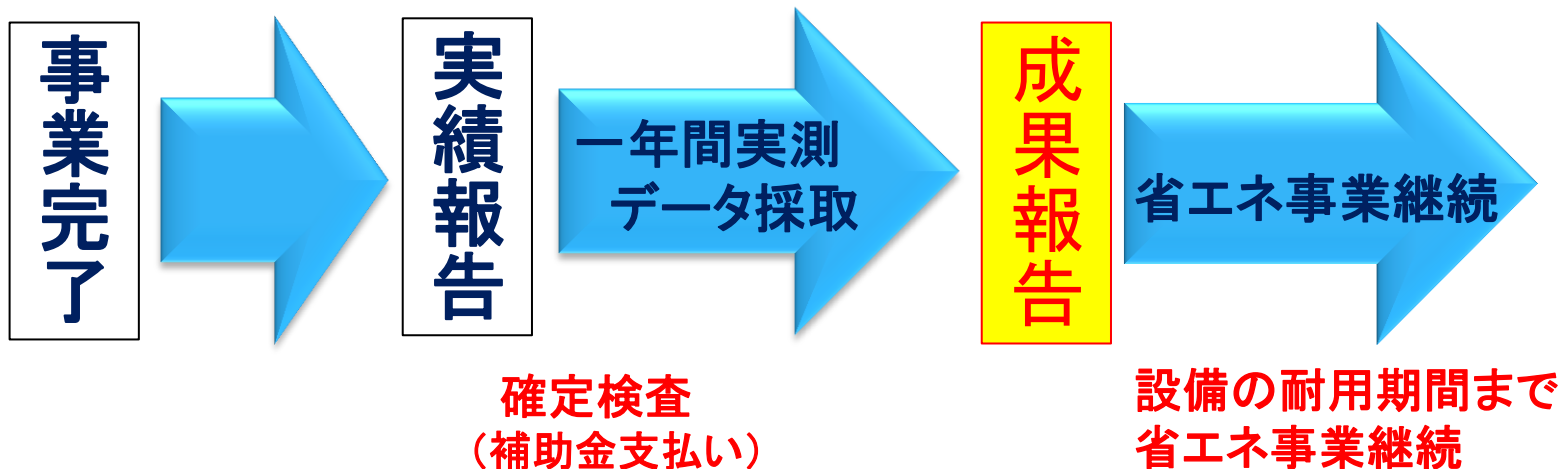
3. 補助事業の流れ(1)



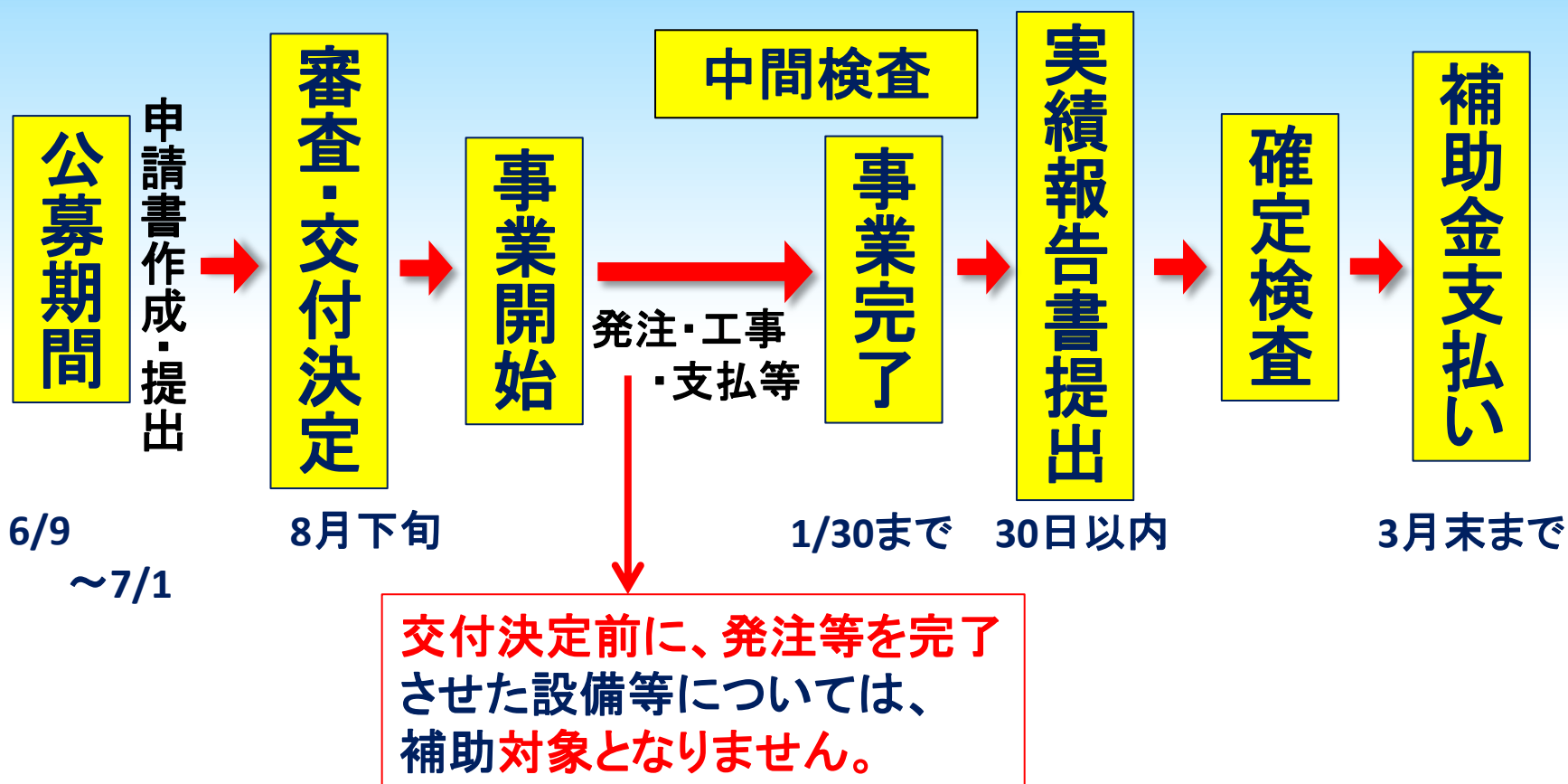
3. 補助事業の流れ(2)

- 実績報告書には**1ヶ月程度の省エネ実績データ**が必要である。
- 成果報告については、省エネ設備の**設置後一年間の省エネ実績**を測定し、結果をSIIに提出する。
この省エネ**原油換算量kl等が申請時の省エネルギー量を達成することが必須**である。

※その他の達成項目の詳細は、公募要領P39を参照



4. 本年度の申請から補助金支払いまでの流れ



5. 公募期間

平成26年6月9日(月)～平成26年7月1日(火)
(17:00必着)

- ・郵送・宅配等**配送状況が確認できる手段で送付**すること。
- ・持ち込みは受け付けません。
- ・郵送(配送)時は、必ず「エネルギー使用合理化等事業者支援補助金 交付申請書在中」と記入のこと。

提出先・問合せ先:

〒104-0061

東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル

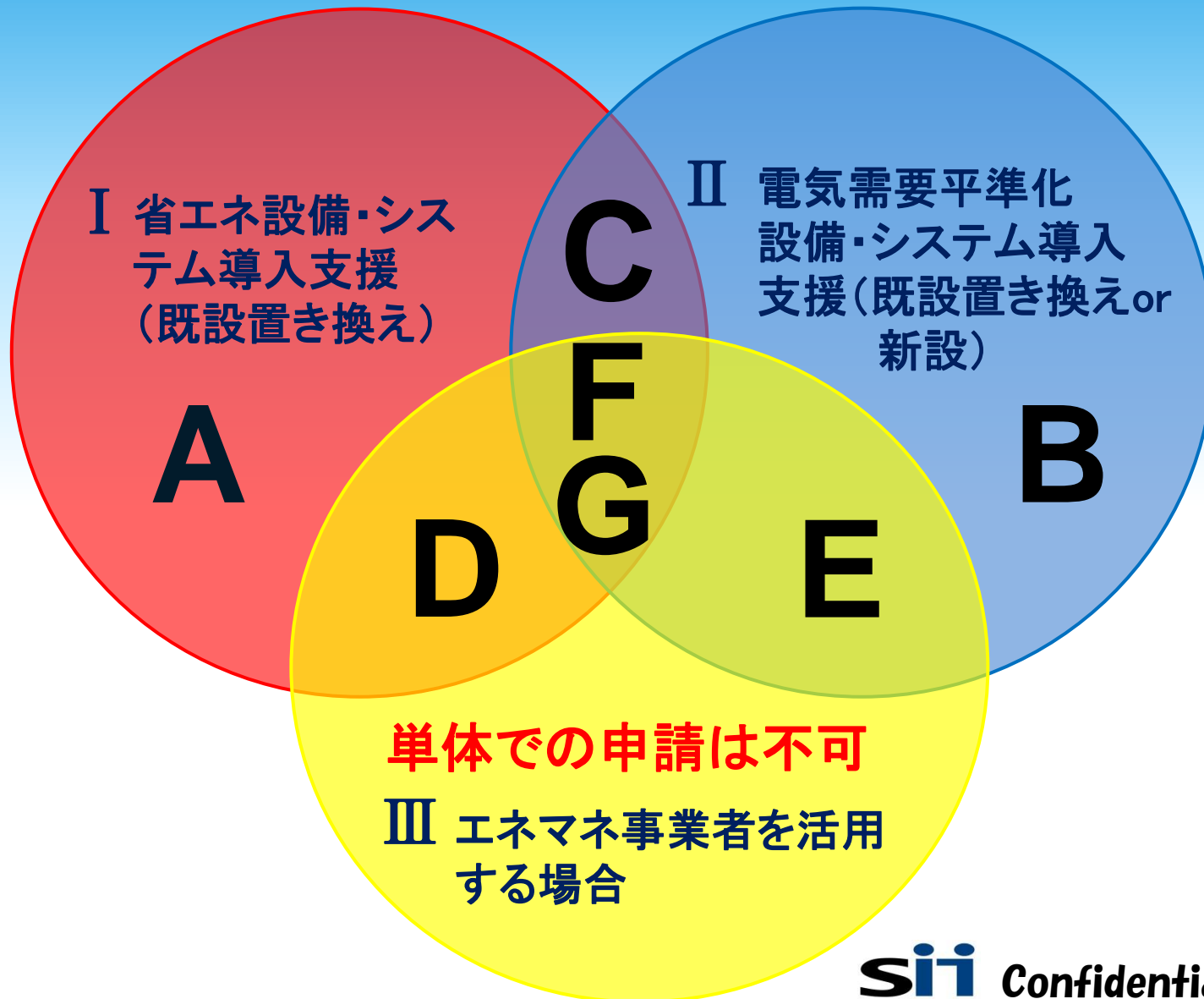
一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第一グループ

TEL:03-5565-4463 (平日の10:00～12:00、13:00～17:00)

6. 本事業について

- 6-1 本事業の目的
事業者が計画した省エネルギーへの取組みのうち、
『技術の先端性』
『省エネルギー効果』及び『ピーク対策効果』
『費用対効果』
を踏まえて政策的意義の高いものと認められる
設備導入費について支援することを目的として
いる。
- 6-2 公募予算額
約190億円

7. 補助対象事業の体系(1)



7. 補助対象事業の体系(2)

申請可能要件一覧

区分 申請パターン	I. 省エネ設備・システム 導入支援	II. 電気需要平準化対策設備 ・システム導入支援	III. エネマネ事業者を活用 する場合	補助率
A	省エネ効果 1%以上 or 500k以上 or 200k/千円以上			1/3
B		ピーク対策効果 5%以上 or 1900kWh以上 or 800kWh/千円以上 ピーク対策効果 増エネとならないこと		1/3
C	省エネ効果 1%以上 or 500k以上 or 200k/千円以上 ピーク対策効果 5%以上 or 1900kWh以上 or 800kWh/千円以上			1/3
D	省エネ効果 1%以上 or 500k以上 or 200k/千円以上		省エネ効果 1%以上 or 500k以上	1/2
	省エネ効果 10%以上 or 1200k以上			
E		ピーク対策効果 5%以上 or 1900kWh以上 or 800kWh/千円以上 ピーク対策効果 増エネとならないこと	ピーク対策効果 5%以上 or 1900kWh以上	1/2
	ピーク対策効果 5.0%以上 or 4500kWh以上			
F	省エネ効果 1%以上 or 500k以上 or 200k/千円以上 ピーク対策効果 5%以上 or 1900kWh以上 or 800kWh/千円以上		省エネ効果 1%以上 or 500k以上	1/2
	省エネ効果 10%以上 or 1200k以上			
G	省エネ効果 1%以上 or 500k以上 or 200k/千円以上 ピーク対策効果 5%以上 or 1900kWh以上 or 800kWh/千円以上		ピーク対策効果 5%以上 or 1900kWh以上	1/2
	ピーク対策効果 5.0%以上 or 4500kWh以上			

7. 補助対象事業の体系(2)

申請可能要件一覧

区分 申請パターン	I. 省エネ設備・システム 導入支援	II. 電気需要平準化対策設備 ・システム導入支援	III. エネマネ事業者を活用 する場合	補助率
A	省エネ効果 1%以上 or 500kl以上 or 200kl/千万円以上			1/3
B		ピーク削減効果 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上 ピーク削減効果 増エネとしないこと		1/3
C	省エネ効果 500kl以上 or 200kl/千万円以上 ピーク削減効果 1900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上			1/3
D	省エネ効果 1%以上 or 200kl以上		省エネ効果 1%以上 or 500kl以上	1/2
	省エネ効果 1%以上 or 200kl以上			
E		ピーク削減効果 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上	ピーク削減効果 5%以上 or 1900千kWh以上	1/2
F				1/2
G				1/2

A

省エネルギー率: 1%以上 or
 省エネルギー量: 500kl以上 or
 省エネルギー量: 200kl/千万円以上

7. 補助対象事業の体系(2)

申請可能要件一覧

区分 申請パターン	I. 省エネ設備・システム 導入支援	II. 電気需要平準化対策設備 ・システム導入支援	III. エネマネ事業者を活用 する場合	補助率
A	省エネ効果 1%以上 or 500k以上 or 200k/千万円以上			1/3
B		ピーク対策効果 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上 ピーク対策効果 増エネとならないこと		1/3
C	省エネ効果 1%以上 or 500k以上 or 200k/千万円以上 ピーク対策効果 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上			1/3
D	省エネ効果 1%以上 or 500k以上 or 200k/千万円以上 省エネ効果 10%以上 or 1200k以上		省エネ効果 1%以上 or 500k以上	1/2
B		ピーク対策効果 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上 and 増エネとならないこと。		1/2
				1/2
G		ピーク対策効果 50%以上 or 4500千kWh以上		1/2

B

ピーク対策効果率: 5%以上 or
 ピーク対策効果量: 1,900千kWh以上 or
 ピーク対策効果量: 800千kWh/千万円以上
 and 増エネとならないこと。

7. 補助対象事業の体系(2)

申請可能要件一覧

区分 申請パターン	I. 省エネ設備・システム 導入支援	II. 電気需要平準化対策設備 ・システム導入支援	III. エネマネ事業者を活用 する場合	補助率
A	省エネ効果 1%以上 or 500kl以上 or 200kl/千万円以上			1/3
B		ピーク対策効果 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上 ピーク対策効果 増エネとならないこと		1/3
C	省エネ効果 1%以上 or 500kl以上 or 200kl/千万円以上 ピーク対策効果 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上			1/3
D	省エネ効果 1%以上 or 500kl以上 or 200kl/千万円以上		省エネ効果 1%以上 or 500kl以上	1/2
	省エネ効果			
				1/2
				1/2
				1/2

省エネルギー率:1%以上 or 省エネルギー量:500kl以上 or
省エネルギー量:200kl/千万円以上

ピーク対策効果率:5%以上 or ピーク対策効果量:1,900千kWh以上
or ピーク対策効果量:800千kWh/千万円以上

7. 補助対象事業の体系(2)

申請可能要件一覧

D	I. 省エネ設備・システム 導入支援	II. 電気需要平準化対策設備 ・システム導入支援	III. エネマネ事業者を活用 する場合	補助率
	<p>省エネルギー率: 1%以上 or 省エネルギー量: 500kl以上 or 省エネルギー量: 200kl/千万円以上</p>		<p>省エネルギー率: 1%以上 or 省エネルギー量: 500kl以上</p>	
C	<p>省エネ効果 1%以上 or 500kl以上 or 200kl/千万円以上 ピーク対策効果 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上</p>			1/3
D	<p>省エネ効果 1%以上 or 500kl以上 or 200kl/千万円以上</p>		<p>省エネ効果 1%以上 or 500kl以上</p>	1/2
E	<p>省エネ効果 10%以上 or 1200kl以上</p>		<p>省エネ効果 10%以上 or 1200kl以上</p>	1/2
F	<p>省エネ効果 1%以上 ピーク対策効果 5%以上</p>	<p>省エネルギー率: 10%以上 or 省エネルギー量: 1,200kl以上</p>		1/2
G	<p>省エネ効果 1%以上 or 500kl以上 or 200kl/千万円以上 ピーク対策効果 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上</p>	<p>ピーク対策効果 50%以上 or 4500千kWh以上</p>	<p>ピーク対策効果 5%以上 or 1900千kWh以上</p>	1/2

7. 補助対象事業の体系(2)

可能要件一覧

E

区分	I. 省エネ設備・システム導入支援	II. 電気需要平準化対策設備導入支援	III. エネマネ事業者を活用する場合	補助率
				1/3
D	省エネ効果 10%以上 or 1200k以上		効果 1%以上 or 500k以上	1/2
E		ピーク対策効果 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上 ピーク対策効果 増エネとならないこと	ピーク対策効果 5%以上 or 1900千kWh以上	1/2
F	省エネ効果 1%以上 or 500k以上 or 200k/千万円以上			1/2
G		ピーク対策効果 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上 ピーク対策効果 50%以上 or 4500千kWh以上		1/2

ピーク対策効果率:5%以上 or
ピーク対策効果量:1,900千kWh以上 or
ピーク対策効果量:800千kWh/千万円以上
and 増エネとならないこと。

ピーク対策効果率:5%以上 or
ピーク対策効果量:1,900千kWh以上

ピーク対策効果率:50%以上 or
ピーク対策効果量:4,500千kWh以上

7. 補助対象事業の体系(2)

申請可能要件一覧

申請ハ	要平準化対策設備 導入支援	Ⅲ. エネマネ事業者を活用 する場合	補助率
A	省エネルギー率:1%以上 or 省エネルギー量:500kl以上 or 省エネルギー量:200kl/千万円以上		1/3
	省エネルギー率:1%以上 or 省エネルギー量:500kl以上		1/3
B	ピーク対策効果率:5%以上 or ピーク対 策効果量:1,900千kWh以上 or ピーク対策効果量:800千kWh/千万円以上	省エネルギー率:1%以上 or 省エネルギー量:500kl以上	1/3
	省エネ効果 10%以上 or 1200kl以上		1/2
E	省エネ効果 10%以上 or 1200kl以上	ピーク対策効果 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上	1/2
	省エネ効果 10%以上 or 1200kl以上	ピーク対策効果 50%以上 or 4500千kWh以上	
F	省エネ効果 1%以上 or 500kl以上 or 200kl/千万円以上	省エネ効果 1%以上 or 500kl以上	1/2
	省エネ効果 1%以上 or 500kl以上 or 200kl/千万円以上		

省エネルギー率:10%以上 or 省エネルギー量:1,200kl以上

7. 補助対象事業の体系(2)

申請可能要件一覧

申請ハ	要平準化対策設備 導入支援	Ⅲ. エネマネ事業者を活用 する場合	補助率
A	省エネルギー率:1%以上 or 省エネルギー量:500kl以上 or 省エネルギー量:200kl/千万円以上		3
	ピーク対策効果率:5%以上 or ピーク対 策効果量:1,900千kWh以上 or ピーク対策効果量:800千kWh/千万円以上	ピーク対策効果率:5%以上 or ピーク対策効果量:1,900千kWh以上	
D	省エネ効果 10%以上 or 120	5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上	1/2
		ピーク対策効果率:50%以上 or ピーク対策効果量:4,500千kWh以上	1/2
F	省エネ効果 1%以上 or 500kl以上 or 200kl/千万円以上	or 500kl以上	1/2
	ピーク対策効果 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上		
G	省エネ効果 10%以上 or 1200kl以上		1/2
	省エネ効果 1%以上 or 500kl以上 or 200kl/千万円以上	ピーク対策効果 5%以上 or 1900千kWh以上	
	ピーク対策効果 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上		
	ピーク対策効果 50%以上 or 4500千kWh以上		



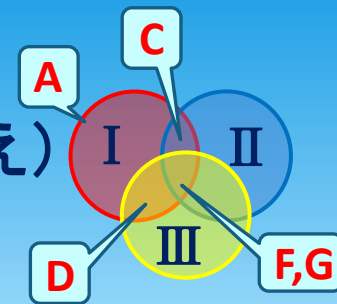
7. 補助対象事業の体系(2)

申請可能要件一覧

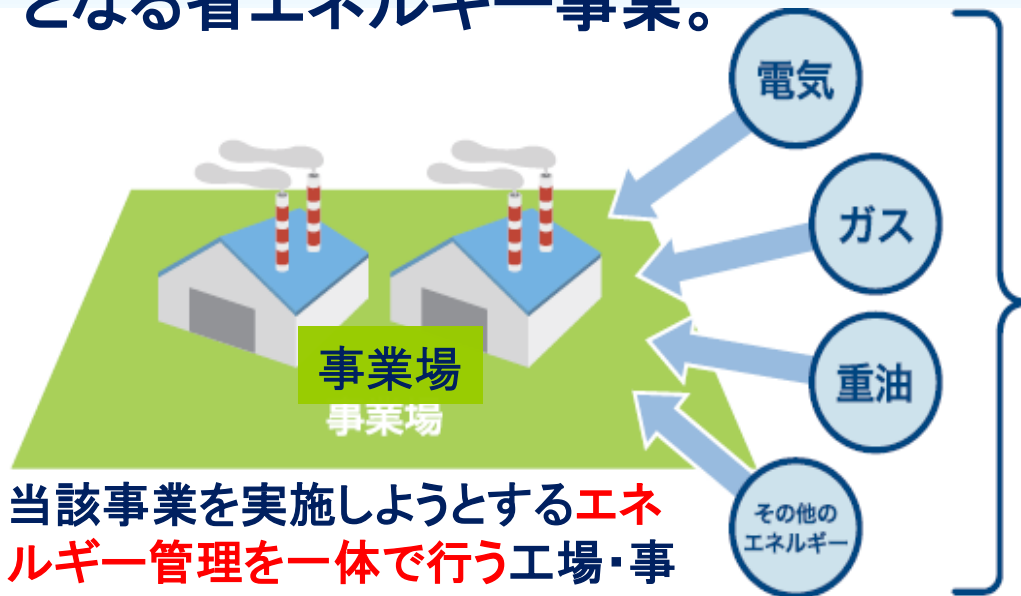
区分 申請パターン	I. 省エネ設備・システム 導入支援	II. 電気需要平準化対策設備 ・システム導入支援	III. エネマネ事業者を活用 する場合	補助率
A	省エネ効果 1%以上 or 500kI以上 or 200kI/千円以上			1/3
B		ピーク対策効果 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千円以上 ピーク対策効果 増エネとならないこと		1/3
C	省エネ効果 1%以上 or 500kI以上 or 200kI/千円以上 ピーク対策効果 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千円以上			1/3
D	省エネ効果 1%以上 or 500kI以上 or 200kI/千円以上 省エネ効果 10%以上 or 1200kI以上		省エネ効果 1%以上 or 500kI以上	1/2
E		ピーク対策効果 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千円以上 ピーク対策効果 増エネとならないこと ピーク対策効果 50%以上 or 4500千kWh以上	ピーク対策効果 5%以上 or 1900千kWh以上	1/2
F	省エネ効果 1%以上 or 500kI以上 or 200kI/千円以上 ピーク対策効果 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千円以上 省エネ効果 10%以上 or 1200kI以上		省エネ効果 1%以上 or 500kI以上	1/2
G	省エネ効果 1%以上 or 500kI以上 or 200kI/千円以上 ピーク対策効果 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千円以上 ピーク対策効果 50%以上 or 4500千kWh以上		ピーク対策効果 5%以上 or 1900千kWh以上	1/2

8. 区分 I ー補助対象事業

I. 省エネ設備・システム導入支援（既設置き換え）



既設設備・システムを置き換えることにより、事業を実施する工場・事業場等全体で省エネルギー率が1%以上、又は省エネルギー量が500KI(原油換算)以上となる省エネルギー事業又は省エネルギー量が200KI(原油換算)/(補助対象経費)千万円以上となる省エネルギー事業。



当該事業を実施しようとする**エネルギー管理を一体で行う工場・事業場等**を申請単位とする。

エネルギーの使用量が
工場・事業場等全体の

1%以上

又は

500KI以上

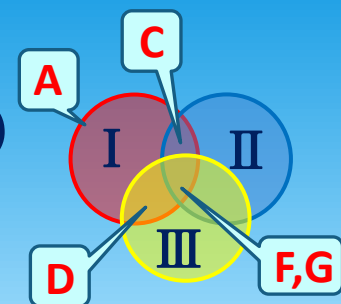
又は

200KI/(補助対象経費)千万円以上

削減されること。

9. 区分 I ー補助対象設備(1)

I. 省エネ設備・システム導入支援(既設置き換え)

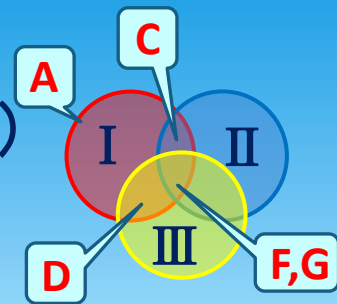


9-1 既設設備・システムの置き換え等による省エネルギーに寄与する設備であり、これにより、工場・事業場等における省エネルギー率が1%以上、又は省エネルギー量が500KI(原油換算)以上又は補助対象経費1千万円当たりの耐用年数を考慮した省エネルギー量が200KL(原油換算)以上確保される設備であること。

尚、導入する設備や機器の能力・出力が、置き換える使用中の既設設備や機器の能力・出力を超えてもよい。

9. 区分Ⅰー補助対象設備(2)

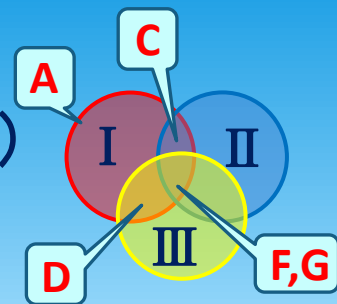
Ⅰ. 省エネ設備・システム導入支援(既設置き換え)



- (1) オプション等で直接省エネに寄与しない機能・設備の追加や単なる運用等の工夫等による省エネで、**設備・システム自体の高効率化ではない事業は、原則、対象外。**
- (2) 既設設備・システムの置き換え等を行った場合に、**その設備のエネルギーの使用量を計測する機器**(積算電力量計・流量計等)及びエネルギー使用量のモニター装置・監視装置等(見える化機器)は、補助対象設備に関連する設備とし、補助対象設備とすることが出来る。**(対象・対象外設備の計測が混在する設備は、それぞれに要した費用按分を行う等、合理的に説明すること。)**

9. 区分Ⅰー補助対象設備(3)

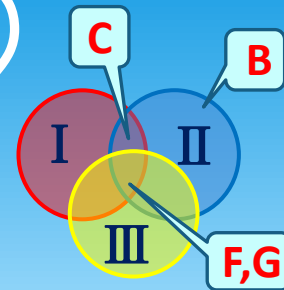
Ⅰ. 省エネ設備・システム導入支援(既設置き換え)



- 9-2 原則として、導入する設備が**兼用設備および将来用設備、予備設備**でないこと。
- 9-3 **償却資産登録**される設備であること。
- 9-4 **安全上の基準等**を満たしている設備であること。
- 9-5 エネルギー消費を抑制する目的に**関係のない機能をオプション等により追加していない設備**であること。
- 9-6 「**廃棄しているエネルギー(蒸気・熱等)**」の再利用による省エネルギー事業の場合、**現在工場・事業場等で稼働している設備・機器から廃棄しているエネルギーの再利用**によって省エネルギーを実現する設備であること。

10. 区分Ⅱ－補助対象事業(1)

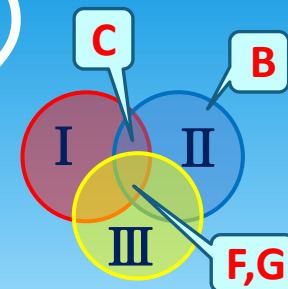
Ⅱ. 電気需要平準化対策設備・システム導入支援



日本国内において実施される事業であって、工場・事業場等における、既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修、又は一部設備・システム^{注1}の新設等により、ピーク対策効果(電気需要平準化時間帯^{注2}の電力使用量削減効果)において、**ピーク対策効果率が5%以上、又はピーク対策効果量が1900千kWh以上、又は補助対象経費1千万円あたりの耐用年数を考慮したピーク対策効果量が800千kWh以上であり、かつ「増エネとならないこと」が確保できる事業(原則単年度)について対象とする。**

10. 区分Ⅱ－補助対象事業(2)

Ⅱ. 電気需要平準化対策設備・システム導入支援



注1 「一部設備・システム」とは、

蓄電池、蓄熱システムや自家発電設備(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成21年政令第222号)第4条に定める再生可能エネルギー源を用いて発電を行う発電設備を除く。)等のことを指します。

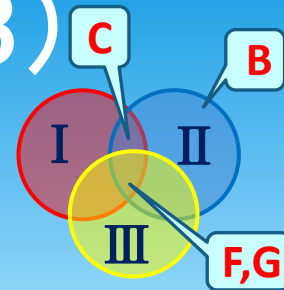
ただし、これらの新設とあわせて、蓄電池、蓄熱システムや自家発電設備等以外の設備の新設が伴う場合は、全て補助対象外となる。また、建物自体の新築と合わせて設備・システムを新設する場合は、補助対象外となる。

注2 「電気需要平準化時間帯」とは、

7月1日から9月30日、及び12月1日から3月31日の8時から22時までの時間帯のこと。時間帯別の電力使用量が把握できていない場合は、補助対象外となる。

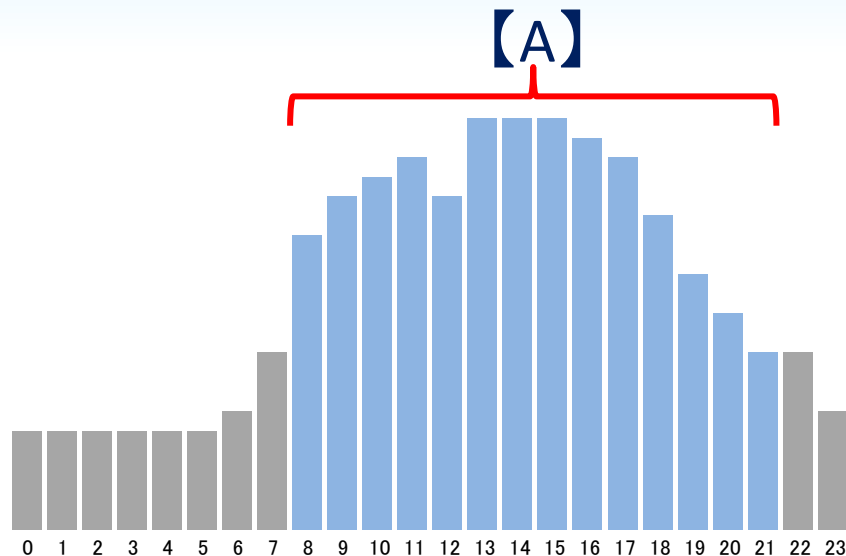
10. 区分Ⅱ－補助対象事業(3)

Ⅱ. 電気需要平準化対策設備・システム導入支援



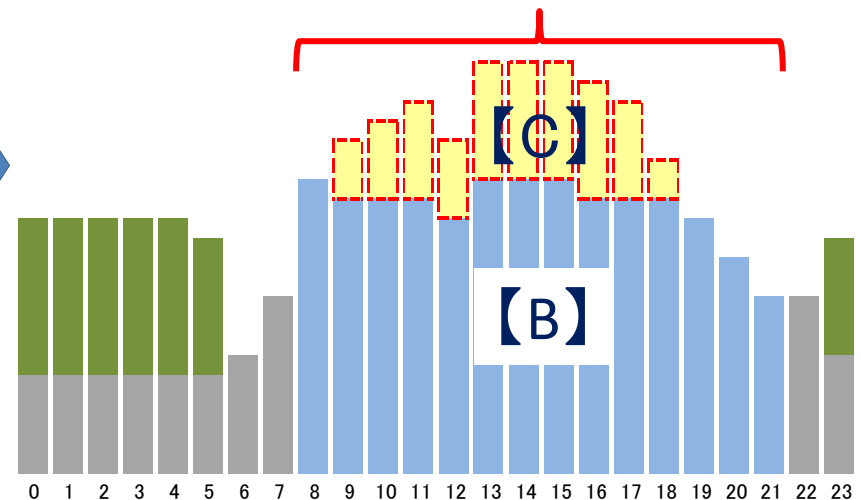
ピーク対策設備導入前

- 電気需要平準化時間帯の電力使用量
8時～22時) 【A】
- 電気需要平準化時間帯以外の電力使用量



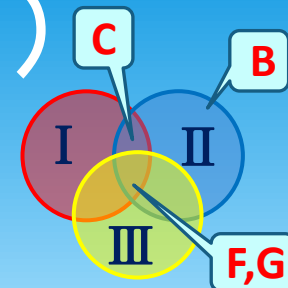
ピーク対策設備導入後

- 電気需要平準化時間帯の電力使用量
(8時～22時) 【B】
- 電気需要平準化時間帯以外の電力使用量
- 蓄電、蓄熱をする為に使った夜間電力
- ピーク対策効果量【C】



11. 区分Ⅱ－補助対象設備(1)

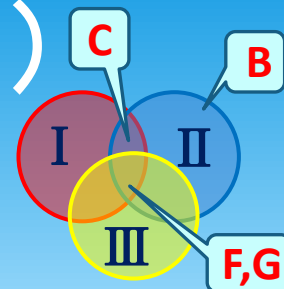
Ⅱ. 電気需要平準化対策設備・システム導入支援



- (1) 工場・事業場等における、既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修、又は一部設備・システムの新設等により、ピーク対策効果において、**ピーク対策効果率が5%以上、又はピーク対策効果量が1900千kWh以上、又は補助対象経費1千万円あたりの耐用年数を考慮したピーク対策効果量が800千kWh以上であり、かつ「増エネとならないこと」が確保できる設備・システムであること。**

11. 区分Ⅱ－補助対象設備(2)

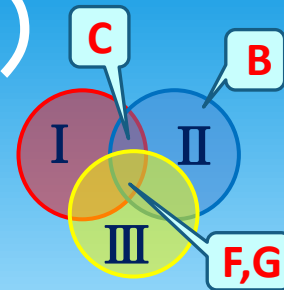
Ⅱ. 電気需要平準化対策設備・システム導入支援



※既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修、又は一部設備・システムの新設等を行った場合に、その設備のエネルギーの使用量を計測する機器(積算電力量計・流量計等)及びエネルギー使用量のモニター装置・監視装置等(見える化機器)は、補助対象設備に関連する設備とし、補助対象とすることができる。(対象・対象外設備の計測が混在する設備は、それぞれに要した費用按分を行う等、合理的に説明すること。)

11. 区分Ⅱ－補助対象設備(3)

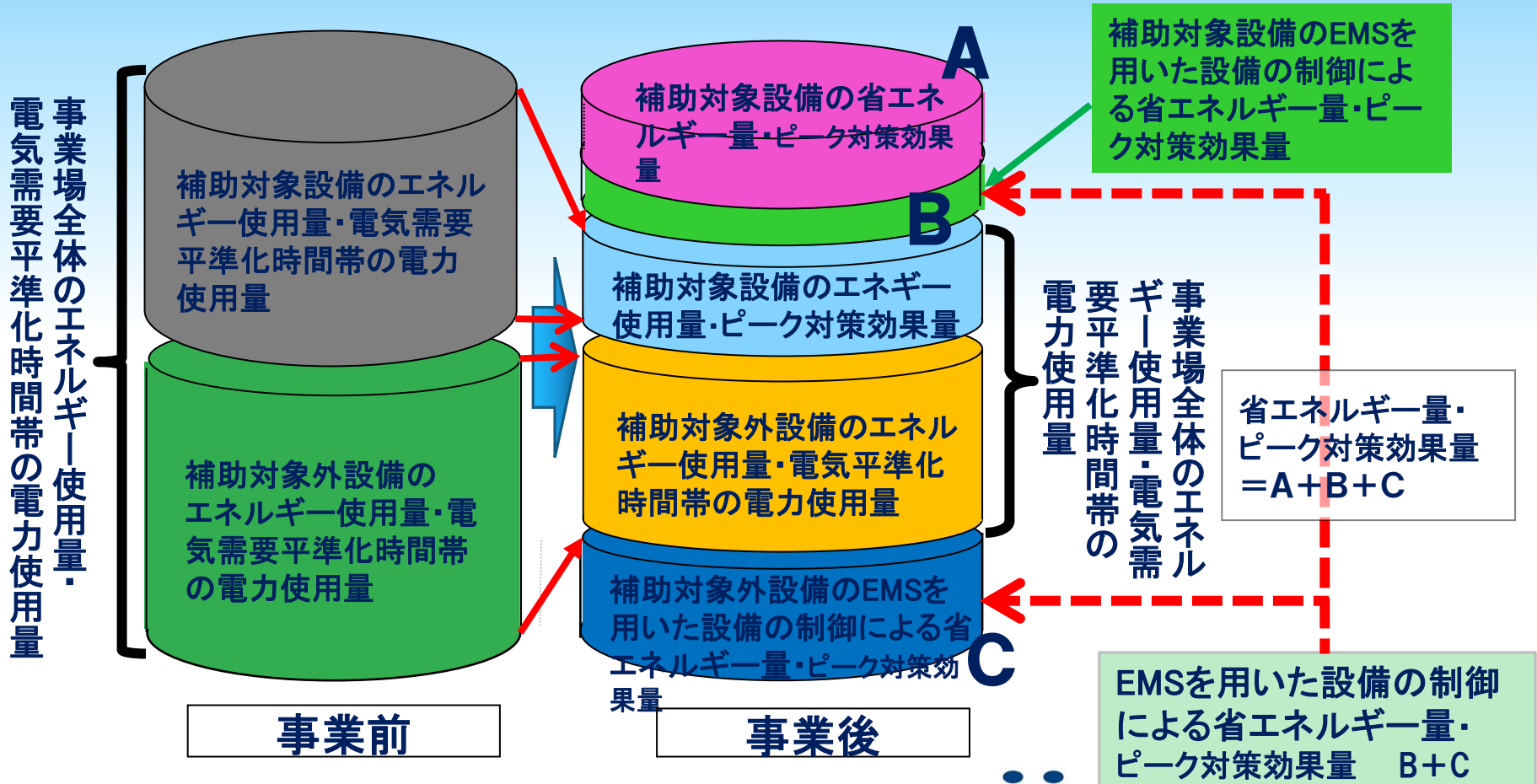
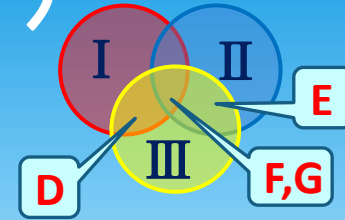
Ⅱ. 電気需要平準化対策設備・システム導入支援



- (2) 原則として、導入する設備が**兼用設備、又は将来用設備、又は予備設備等**でないこと。
- (3) 償却資産登録される設備(固定資産等として登録される設備)であること。
- (4) 安全上の基準等を満たしている設備であること。
- (5) エネルギー消費の抑制とピーク対策の目的に関係のない機能を、オプション等により追加していない設備であること。

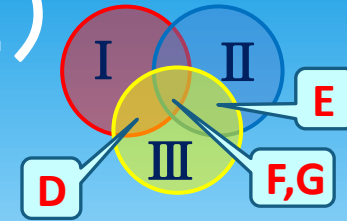
12. 区分Ⅲ－補助対象事業(1)

Ⅲ. エネマネ事業者を活用する場合



12. 区分Ⅲ－補助対象事業(2)

Ⅲ. エネマネ事業者を活用する場合



- (1) 日本国内において実施される事業であること。
- (2) 区分Ⅰ、Ⅱの事業とともに、エネマネ事業者がエネルギー管理支援サービスを実施するために、SIIが指定する機能要件を満たすものとして**事前に登録されたEMSを設置**すること。

EMS(エネルギーマネジメントシステム):工場・事業場等のエネルギー使用機器を管理し、エネルギーの見える化と併せて、設備を制御し、エネルギー使用量の最適化と低減を図るシステムを言う。

エネルギー管理支援サービス:導入されたEMSの管理データをリアルタイムで収集し、ベンチマーク等のエネルギー分析を行い、さらなる省エネルギーの余地を見つけ出し、顧客のエネルギーコストの削減を支援するサービスを言う。

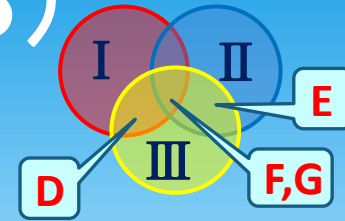
※ EMSの設置については、必ずしも新設する必要はなく、既に設置済みのシステム・機器を流用・改修しても構わないこととする。ただし、SIIに本公募で登録されているシステム・機器であり、要件を満たすこと。

※EMS導入のみの申請は不可。

※エネマネ事業者が複数社でコンソーシアムを形成している場合、登録したシステム・機器を共有し、提供することができる。

12. 区分Ⅲ－補助対象事業(3)

Ⅲ. エネマネ事業者を活用する場合



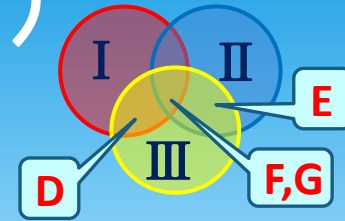
(3) エネマネ事業者との間で、3年以上のエネルギー管理支援サービス契約が締結されること。

なお、エネルギー管理支援サービス契約及びEMS導入契約は、同一のエネマネ事業者と締結すること。

※ 同一コンソーシアムの場合でも、エネルギー管理支援サービス契約及びEMS導入契約の締結先エネマネ事業者は同一である必要がある。

12. 区分Ⅲ－補助対象事業(4)

Ⅲ. エネマネ事業者を活用する場合

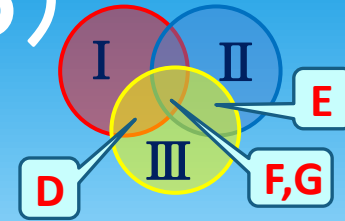


- (4) 区分Ⅰの事業に対してエネマネ事業者を活用する場合、**区分Ⅰの要件に加え**、補助対象外設備に対するEMSを用いた設備の制御による省エネルギー効果も含め、工場・事業場等における、**EMSを用いた設備の制御**のみによる省エネルギー率が1%以上、又は省エネルギー量が500kl(原油換算)以上であること。

また**同時に**、工場・事業場等における、既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修、又は一部設備・システムの新設等、及びEMSを用いた設備の制御による(**全体での**)省エネルギー率が10%以上、又は省エネルギー量が1200kl以上(原油換算)であること。(申請パターンD)

12. 区分Ⅲ－補助対象事業(5)

Ⅲ. エネマネ事業者を活用する場合

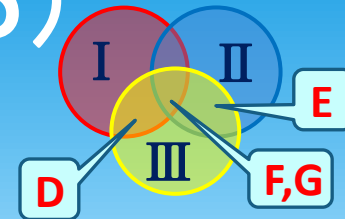


- (5) 区分Ⅱの事業に対してエネマネ事業者を活用する場合、**区分Ⅱの要件に加え**、補助対象外設備に対するEMSを用いた設備の制御によるピーク対策効果も含め、工場・事業場等における、**EMSを用いた設備の制御**のみによるピーク対策効果率が5%以上、又はピーク対策効果量が1900千kWh以上であること。

また**同時に**、工場・事業場等における、既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修、又は一部設備・システムの新設等及びEMSを用いた設備の制御による**(全体での)**ピーク対策効果率が50%以上、又はピーク対策効果量が4500千kWh以上であること。(申請パターンE)

12. 区分Ⅲ－補助対象事業(6)

Ⅲ. エネマネ事業者を活用する場合



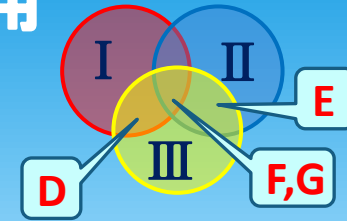
※ 区分Ⅰ＋区分Ⅱに対しエネマネ事業者を活用する場合は、区分Ⅰ、Ⅱの要件をⅠ、Ⅱの合算で満たすとともに、前述の(4)、(5)のいずれかの条件も満たすものとする。

(申請パターンF, G)

※エネマネ事業者を活用する場合の省エネルギー計算、ピーク対策効果計算は、EMSを用いた設備の制御による効果のみとすること。なお、事業から1年後の省エネルギー実績及びピーク対策実績が計画値に対して未達の場合は、支払い済み補助金の返還、エネマネ事業者登録の解除となる場合がある。

13. 区分Ⅲ－補助対象設備

Ⅲ. エネマネ事業者を活用する場合

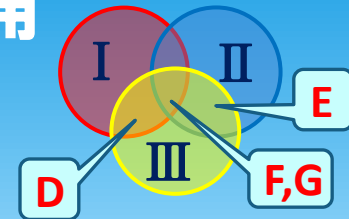


- (1) エネマネ事業者が提供するエネルギー管理支援サービス等の実施のために必要不可欠なシステム・機器で、予めSIIの確認を受け、補助対象システム・機器として**登録**されているもの。

- ※ 計測については、区分Ⅰ・Ⅱの**補助対象設備**、EMSによる**制御対象設備**について計測するものを**補助対象**とすることができる。
制御については、省エネルギー効果・ピーク対策効果が発生するものを**制御する場合は補助対象**とすることができる。
(対象・対象外設備の計測・制御が混在する場合は、それぞれに要した費用按分を行う等、合理的に説明すること。)

13. 区分Ⅲー補助対象設備

Ⅲ. エネマネ事業者を活用する場合



- (2) 償却資産登録される設備(固定資産等として登録される設備)であること。
- (3) 安全上の基準等を満たしている設備であること。
- (4) 補助対象となる設備・システムの最長の処分制限期間(法定耐用年数の間)、適切に管理されること。

14. 年度またぎ事業(1)

当補助金の複数年度事業において、以下の要件を全て満たす事業について「年度またぎ事業(国庫債務負担行為分)」として申請することにより、年度またぎ期間(2月～4月)に事業を行うことが可能となる。

予算額は約20億円。

- (1) 平成26年度エネルギー使用合理化等事業者支援補助金の要件を満たすこと。
- (2) 2月から4月に事業を実施せざるを得ない要因として補助事業者では変更することのできない外的要因が存在すること。

14. 年度またぎ事業(2)

※ 法令等の規定により、2月～4月に法定点検を行うことが指定されている場合など、年度跨ぎでしか事業が実施できない事業が具体的に特定されている必要がある。

一方、単に2年ごとに法定点検を行うこと等の規定があるのみで、それ以上の補助事業者の事業実施時期を限定する事業が存在しない場合は、外的要因としては認められない。(時期をずらす場合の経済的要因は考慮しない。)

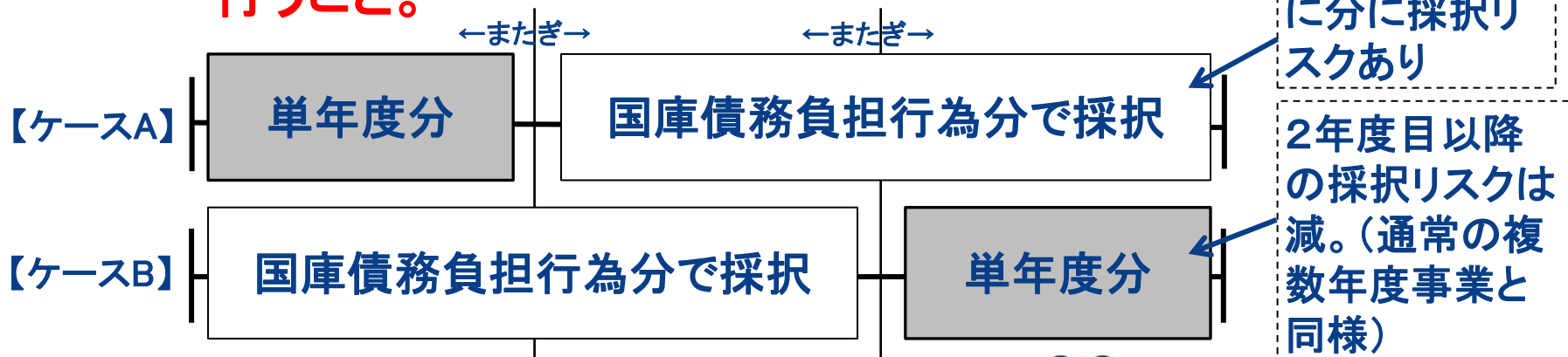
例) 法令等の規定により法定点検の期間が定められていることに加え、それに基づいた定期修理計画が、コンビナート内の関連する事業者等との計画(従前からのもの)に基づくためのものであるために、補助事業者の都合のみでは時期を変更することができない。等

原則、製品納期、工事計画の都合など、事業者の管理・調整で対応可能な余地があるもの等も理由になりません。

14. 年度またぎ事業(3)

(3) 国庫債務負担行為については、原則、2年以内に完了する事業であること。

※初年度を単年度分として申請し、2、3年目を国庫債務負担行為として申請する等の場合、制度上申請は可能であるが、国庫債務負担行為の枠が**予算上特別な枠であること**から、2年度目以降を国庫債務負担行為分として採択できる可能性が**通常の複数年度事業枠よりも低く、リスクがあることを承知の上、計画立案及び申請を行うこと。**

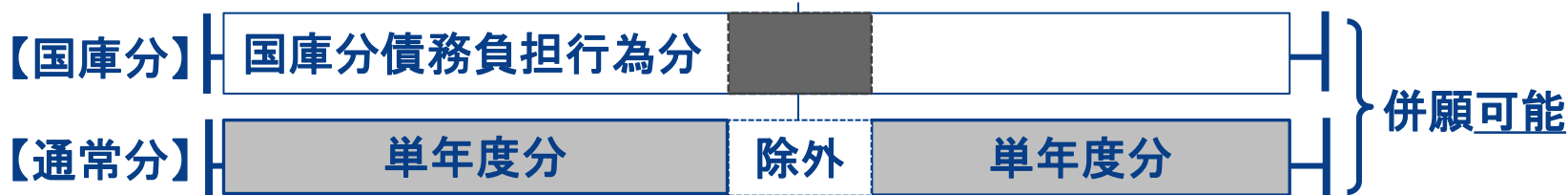


14. 年度またぎ事業(4)

<併願について>

同一事業内容の計画について年度またぎ事業と複数年度事業の併願は、原則不可とする。ただし、年度またぎ部分として、通常部分と切り分けることができる場合、補助対象とならない期間が存在するが、年度またぎ事業として申請した事業計画のうち、年度またぎ(2月-4月)に係る事業分を除いた内容で複数年度事業として併願を行うことは可能とする。

その場合、併願である旨を明記した上で、年度またぎ部分を計画書に示すと共に、年度またぎ部分を除いた内容の全ての提出書類(交付申請書のかがみは除く)を、追加して提出すること。



年度跨ぎ部分は除外して申請

15. 補助対象事業者

事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。

(個人事業主は、青色申告者であり、税務代理権限証書の写しもしくは税理士・会計士等による申告内容が事実と相違無いことの証明(任意様式)を提出のこと。)

16. 補助対象事業申請単位(1)

(1) 単独実施

エネルギーを使用し事業を行っているものであって、**その使用量を削減する為の設備を設置・所有しようとする事業者**を申請者とする。

申請単位は、当該事業を実施しようとするエネルギー管理を一体で行う工場・事業場等とする。

(2) 共同実施

申請対象の設備等を設置する工場・事業場等の**所有者と当該設備等の所有者又はエネルギー使用者が異なる場合等、複数の者が共同して事業を実施する場合、関係事業者全員を申請者とする。**

16. 補助対象事業申請単位(2)

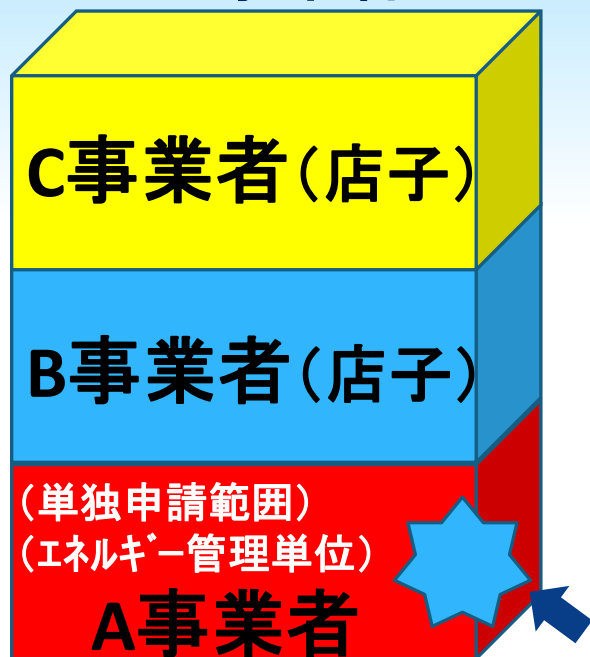
(3) 連携事業

複数事業者間のエネルギー需給バランスを最適にするために、複数事業者による、複数の既設の工場・事業場等におけるエネルギー等の相互融通による事業であり、関係事業者全員を申請者とする。

17. 単独実施 例1

ビルオーナーは
A事業者

A事業者が、Aビルで省エネ設備を
設置する場合。 **A事業者の単独申請**



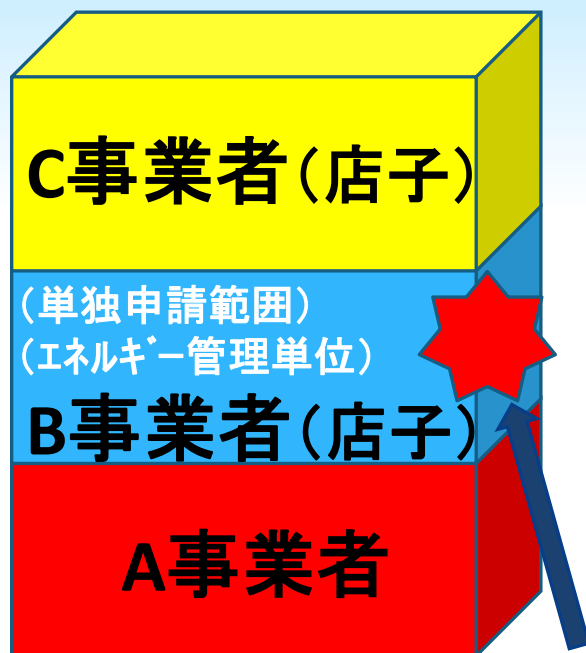
設備設置場所	エネルギー使用者	設備所有者	申請者
Aビル	A事業者	A事業者	A事業者
Aビル	B事業者	B事業者	B事業者(Aの設備設置承諾書)

省エネ設備

↑Aビル

17. 単独実施 例2

ビルオーナーは
A事業者



B事業者(店子)が、Aビルの賃貸部分に省エネ設備を設置し省エネ事業を行う場合。
B事業者の単独申請(Aの設備設置承諾書)

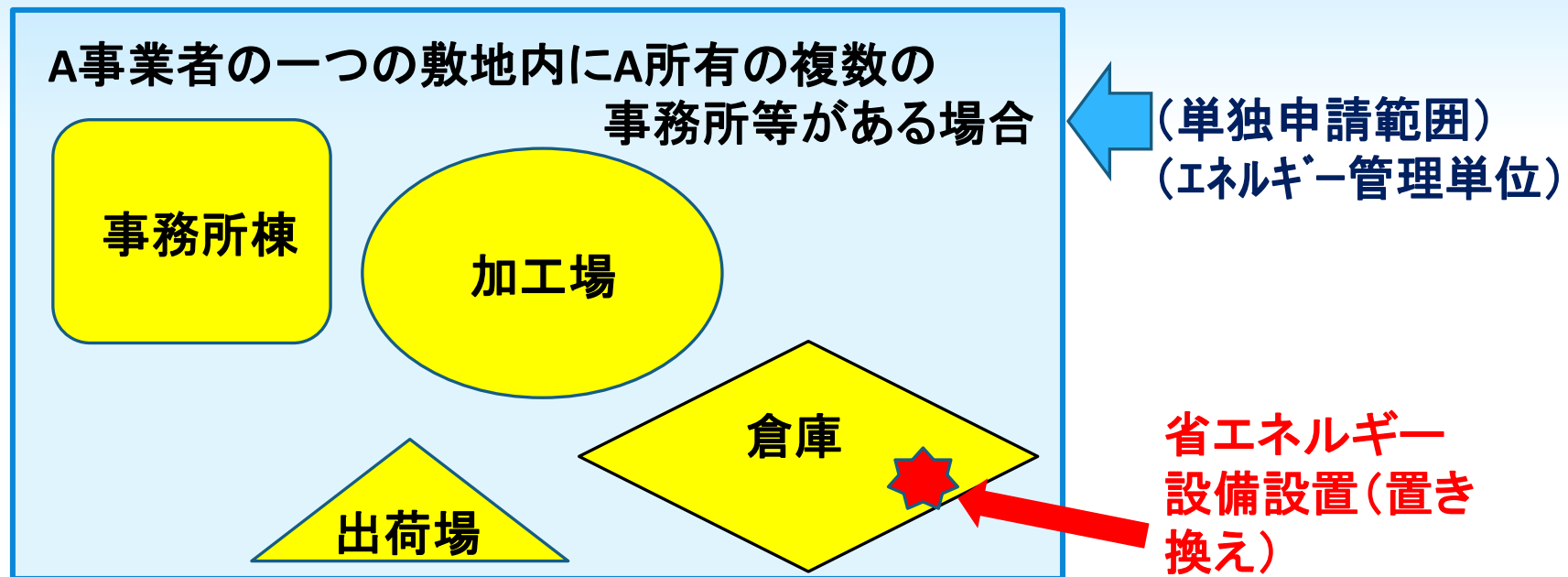
設備設置場所	エネルギー使用者	設備所有者	申請者
Aビル	A事業者	A事業者	A事業者
Aビル	B事業者	B事業者	B事業者(Aの設備設置承諾書)

↑Aビル

省エネ設備

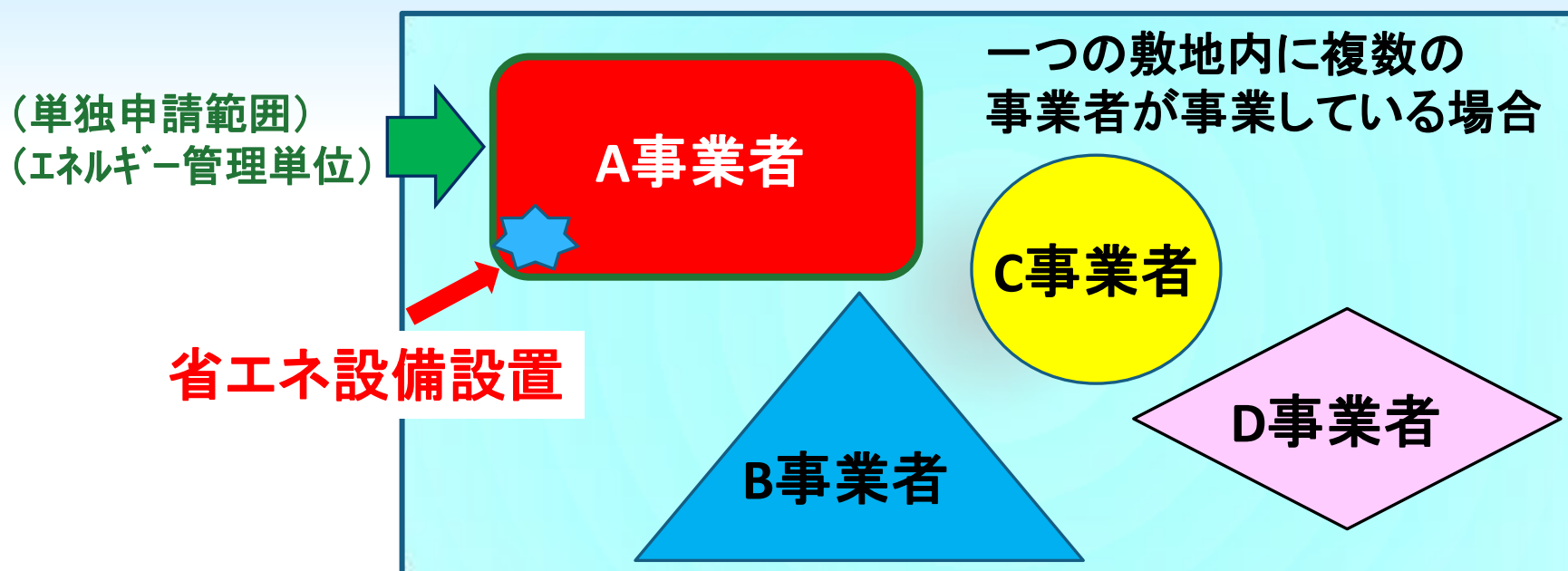
17. 単独実施 例3

A事業者の敷地に複数の事務所等があり、A事業者が既存設備を置き換えて省エネを図る場合は、A事業者の単独申請となる。



17. 単独実施 例4

1つの敷地に複数の事業者がいて、A事業者が既存設備を置き換えて省エネを図る場合は、A事業者の単独申請となる。



17. 共同実施 例1

申請対象の設備等を設置する工場・事業場の所有者と当該設備等の所有者またはエネルギー使用者が異なる場合。（B事業者及びC事業者共に省エネが出来ること。）

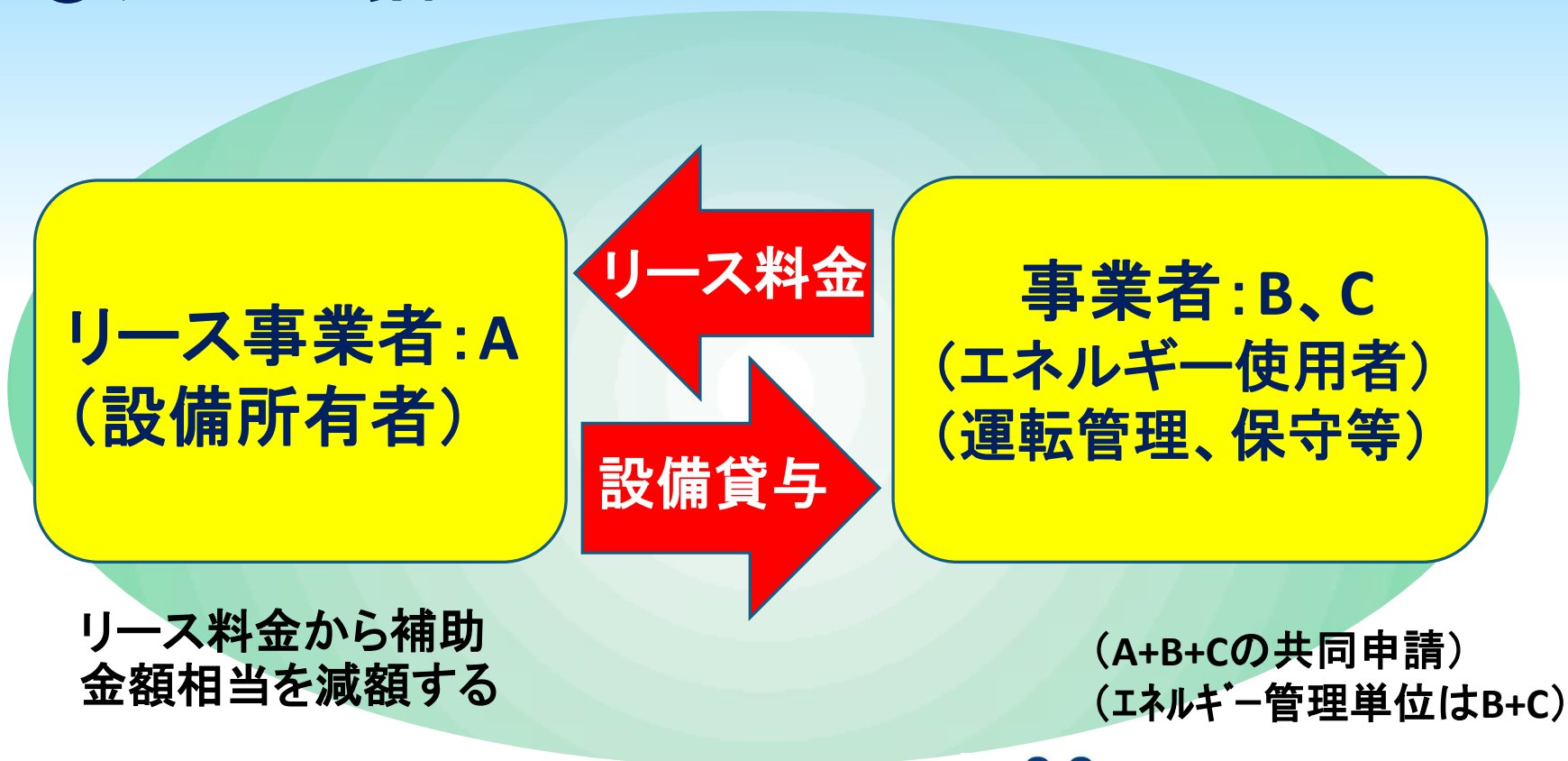
(A+B+Cの共同申請)
(エネルギー管理単位はB+C)



例えば、リース・ESCO
が該当

17. 共同実施 例2

①リースの場合



17. 共同実施 例3

②ESCOの場合

シェアード・セービング契約

ESCO事業者:A
 (設備所有者)
 (省エネ保証)
 (設計・施工)
 (保守等)



事業者:B、C
 (エネルギー使用者)
 (敷地)
 (運転)

サービス料から補助金
 額相当を減額する

(A+B+Cの共同申請)
 (エネルギー管理単位はB+C)

17. 共同実施 例4

当該設備等の設置により発生する余剰エネルギーを**特定**の他事業者へ供給する場合において複数の者が共同して事業を実施する事業

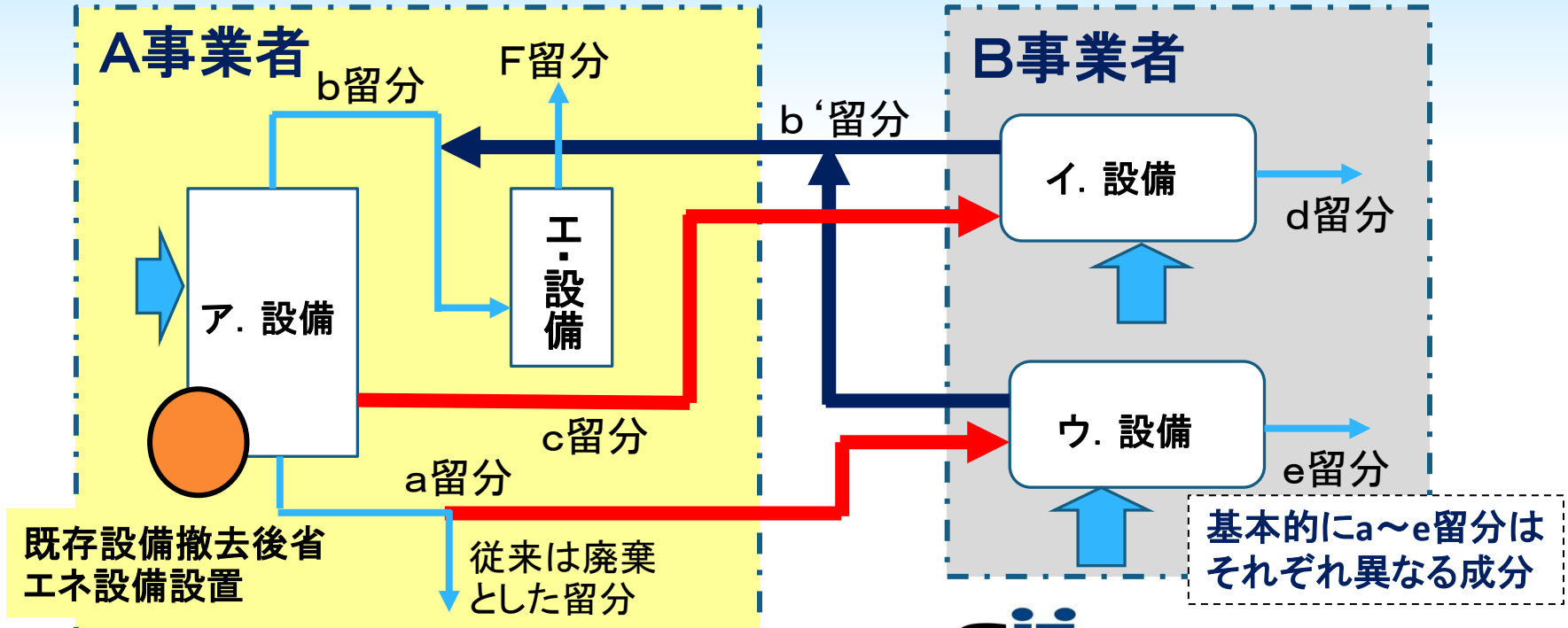
- ・A、Bそれぞれで省エネ事業を行う場合（A+Bの共同申請）
- ・Aから余剰エネルギーを受けるのみで、Bのみが省エネ事業を行う場合（A+Bの共同申請で、申請単位（エネルギー管理単位）はBのみでよい。）



17. 連携事業 例

A事業者とB事業者の間でエネルギー等の相互融通があること。

- ①ア.設備を省エネ設備に置き換えることによるA事業者の省エネ
- ②ア.設備のa留分をB事業者に送り有効活用することによるB事業者の省エネ
- ③ア.設備のc留分をB事業者に送り有効活用することによるB事業者の省エネ
- ④イ.ウ.設備のb'留分をA事業者に送り有効活用することによるA事業者の省エネ



18. 補助金額について(1)

18-1 補助金限度額及び補助率

上限:1事業あたりの補助金 50億円／年度

下限:1事業あたりの補助金 100万円／年度

(補助金100万円未満は対象外)

※補助率1／3の場合は補助対象経費300万円、
1／2の場合は200万円。

※ただし、応募状況により、公募予算額を超える
場合等には、採択された場合でも申請された補
助金額が減額される場合があることを、あらか
じめ了承のこと。

18. 補助金額について(2)

18-2 補助金申請額算定に当たって

- ・ 参考見積りを取って申請金額を算定すること。
- ・ 交付決定前に三者見積りを実施して良いことになっているので、事前に三者見積りを行った場合、その最低価格により申請金額を算定すること。

ただし、発注は交付決定後とする。

19. 省エネルギー効果

- 19-1 平成25年度(エネルギー管理指定工場の場合は平成24年度定期報告書でもよい。)のエネルギー使用量の実績に対して**申請パターンごとの要件**が満たされていること。
- 19-2 既設設備と導入設備の使用量を算出・比較し、省エネルギー効果を算定すること。
- 19-3 省エネルギー量は年間量(ピーク対策効果については、電気需要平準化時間)で示すこと。
(但し、設備の効率化ではない、**運用の工夫**や**事業外**で導入した設備の省エネルギー効果を含まないこと)

20. 審査・交付決定(1)

SIIは、申請事業内容等について以下(審査項目・評価項目)の項目に従って**審査**を行う。

(必要に応じて**申請者へのヒアリング**実施)。

更にSII内に設置した学識経験者を含む関係分野の専門家で構成される**審査委員会**の**審査結果**を踏まえ**採択者を決定**する。

20. 審査・交付決定(2)

① 審査項目(必須要件)

- ・補助事業の内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしていること。
- ・補助事業の全体計画(資金調達計画、工事計画等)が適切であり、事業の確実性、継続性が十分である(直近3年分の財務状況を勘案)と見込まれること。
- ・補助事業に要する経費(設計費、設備費、工事費、諸経費)は、当該補助事業と同程度の規模、性能を有する類似の事業の標準価格、工事業者等の参考見積等を参考として算定されているものであること。

20. 審査・交付決定(3)

② 評価項目

- 1) **省エネルギー効果及びピーク対策効果**: 申請単位に対する補助事業による省エネルギー量(省エネルギー率)、ピーク対策効果量(ピーク対策効果率)。

※申請パターンA,Dについては、ピーク対策効果についての記載は任意とするが、省エネルギー効果に加えてピーク対策効果も評価することとする。(この場合**必達**となる)また、申請パターンB,Eについては、ピーク対策効果に加えて省エネルギー効果も評価することとする。

- 2) **費用対効果**: 補助対象経費1千万円当たりの耐用年数を考慮した原油削減量又は電気需要平準化時間帯の電力使用削減量。

20. 審査・交付決定(4)

3) 技術の先端性。

4) 政策的意義: 下記の重点支援事業に該当するか否かを審査する。

- ・中小企業の省エネルギー事業。

- ・申請者が省エネルギー又はCO2削減の数値目標を明確にした環境自主行動計画を公表しており、当該行動計画の実効性を高めるための省エネルギー事業。

- ・省エネ法に規定する中長期計画の実効性を高めるための省エネルギー事業等。

※ISO 50001の認証を取得している事業者であって、ISO 50001に基づく行動計画の実効性を高めるための省エネルギー事業と認められる場合も含む。

20. 審査・交付決定(5)

- ・売上額に対するエネルギーコストの割合が10%以上のエネルギー集約型企业。
- ・工場・事業場等の電力使用量を10%以上削減する節電に資する事業。

③留意事項

- 1) 選定に当たり、申請が多数の場合は、公募予算額の範囲でなるべく多くの事業者、事業分野を採択する観点から、事業者、類似案件の絞込みを行うことがある。
- 2) 投資回収年数が3年以上の事業を優先的に採択する。

21. 補助事業の開始について

21-1 事業開始日は、SIIの交付決定日とする。

発注は交付決定後とする。

但し、三者以上の見積依頼・競争入札については、公募開始後から交付決定前の実施も有効とする。

21-2 競争入札等の留意点

発注内容を明確にした依頼仕様書を作成し、以下の点に留意し、見積書を入力する。

- ① 補助**対象**と補助**対象外**が**明確に記載**されていること。
- ② 見積書には、見積依頼仕様書と同じ、納期、支払い条件、工事名称等が記載されて、見積提出期限が守られていること。

22. 特命発注の留意点

特命発注が必要な場合は以下により合理的な説明を行う。

- ① **特命理由**（補助対象設備を取り扱う業者が何故1社しかいないのか、他の設備では何故対応できないのか等を明記のこと。）
- ② **価格の妥当性**（過去の事例や同類設備の価格等より提示すること。）

23. 補助事業の完了について

- 23-1 補助事業に係る全ての支払いが完了した時点
を以て、補助事業の完了とすること。
- 23-2 事業完了の期限
原則として平成27年1月30日までとする。

24. 実績報告について

補助事業者は、補助事業が完了したときは、**完了の日から30日以内または、平成27年3月10日のいずれか早い日までに**、補助事業実績報告書（原則として1ヶ月程度の省エネルギー実績データを盛り込むこと。）をSIIに提出すること。

25. 確定検査について

実績報告に基づき書類審査を行うと共に必要に応じて現地で検査を実施する。

- 金額の妥当性
- 購買等の手続き
- 設備自体
- 設置状況
- 稼働状況
- 省エネルギーの達成見込み

等を確認する。

26. 補助金の支払いについて

- 26-1 補助事業者は、補助金の確定後、精算払請求書をSIIに提出する。
- 26-2 SIIは、精算払請求書の受領後、補助事業者に補助金を交付する。
(3月末までに支払いを行う。)

27. 補助金の支払い以降について(1)

(1) 財産等の管理について

- ①補助事業の完了後においても補助事業者は、補助事業により取得した財産(以下、「取得財産等」という)について法定耐用年数の間、実施計画書に基づく省エネルギー事業を継続することを前提に、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- ②取得財産等を法定耐用年数期間内に処分しようとするときは、予めSIIの承認を受けなければならない。

27. 補助金の支払い以降について(2)

(2) 省エネルギー量等の成果報告について

補助事業者は事業終了後1年間のデータを取得し、データ取得完了後90日以内に補助事業の内容及び成果をSIIに報告する。なお、事業から1年後の省エネルギー実績及びピーク対策実績が計画値に対して未達の場合は、支払い済み補助金の返還、エネマネ事業者登録の解除となる場合がある。

また、SIIが必要と認めたものについてはその内容を公表する場合がある。

なお、経済産業省又はSIIから、省エネルギー量や運用実績などの調査依頼があった場合、可能な限り協力をすること。

28. 補助金の返還、取消、罰則等 について

補助事業者による事業内容の**虚偽申請**、補助金等の**重複受給**、**その他**補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規定及び交付決定の際に付した**条件に関する違反**が判明した場合、**次の措置が講じられる。**

- ・ 交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付
- ・ 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わない。
- ・ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

29. 報告・連絡・相談等

事業者は、申請後申請内容等に係る変更（事業内容、代表者、住所等）が発生する見込みとなった場合や、補助事業の遂行が困難となる見込みとなった場合等、**独自に判断せず、速やかにその内容をSIIに必ず相談すること。**

補足資料

1. 交付申請書作成の手引き
2. 交付申請書作成の手引き
別冊(補助事業ポータルについて)
3. 交付申請書作成の手引き
別冊(省エネルギー計算について)